様式第１号

番　　　号

年　月　日

総務大臣　　殿

地方公共団体の長

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金交付申請書

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金に係る事業を下記のとおり実施したいので、これに要する経費として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付金申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　千円也

２　交付金所要額調書（別紙１）

　　３　支出予定額内訳書（別紙２）

　　４　その他参考となる関係書類

特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支予算書、事業計画書、特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書、定款、役員名簿、組合員名簿、地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する補助金等の交付規則（又は交付要綱）等

　　　※　収支予算書、事業計画書、特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書については、特定地域づくり事業協同組合の認定申請時又は毎年度の報告時に都道府県知事に提出するものと同様の書類を提出

様式第２号

総務省発　　第　号

（元号）　　年　　月　　日

地方公共団体の長 　殿

総務大臣（都道府県知事）

　　（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金交付決定通知書

　（元号）　　年　　月　　日　　　第　号で申請のあった（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知します。

記

１ 交付金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第３条に定める事業であり、その内容は、（元号）　年　月　日　　第　号による交付申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。

２　交付金の額は、次のとおりとする。

交付金の額　　　　金　　　　　　　　千円也

３ 交付条件は、次のとおりとする。

（1）事業を行う者は、この交付金に係る法令及び交付要綱に従わなければならない。

（2）交付金の額の確定は、交付要綱第５条に定める交付額の算定方法によるものとする。

様式第３号

番　　　号

年　月　日

総務大臣　　殿

地方公共団体の長

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金申請取下書

（元号）　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付の申請を行った特定地域づくり事業推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　申請を行った年月日

（元号）　　年　　月　　日

２　申請を取り下げる事由

様式第４号

番　　　号

年　月　日

総務大臣　　殿

地方公共団体の長

（元号）年度特定地域づくり事業推進交付金変更承認申請書

　（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号をもって交付の決定を受けた標記交付金の一部を変更する必要があるので、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項及びその内容

交付金変更後申請額　　　金　　　　　　　千円也

　　　　　（当初申請額　　　　金　　　　　　　千円也）

２　変更を必要とする理由

３　変更が補助事業に及ぼす影響

４　添付書類

　　交付金所要額変更調書（別紙１）、支出予定額変更内訳書（別紙２）

様式第５号

総務省発　　第　号

（元号）　　年　　月　　日

地方公共団体の長 　殿

総務大臣（都道府県知事）

　　（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金交付決定変更通知書

　（元号）　　年　　月　　日　　　第　号で申請のあった（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第１０条第４項の規定に基づき通知します。

記

１　交付金の額は、次のとおりとする。

交付決定額　　　　　　　　　　金　　　　　　千円

　　（本変更承認前の交付決定額　　　金　　　　　　千円）

２ 交付条件は、次のとおりとする。

（1） 事業を行う者は、この交付金に係る法令及び交付要綱に従わなければならない。

（2）交付金の額の確定は、交付要綱第５条に定める交付額の算定方法によるものとする。

様式第６号

番　　　号

年　月　日

総務大臣　　殿

地方公共団体の長

（元号）年度特定地域づくり事業推進交付金事業遅延報告書

（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号で交付決定通知のあった標記交付金に係る交付対象事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第９条第５項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　遅延の理由

２　交付対象事業の施行の経過

３　交付対象事業完了予定日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 交付対象事業完了予定日 | 備考 |
| 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |

様式第７号

番　　　号

年　月　日

総務大臣（都道府県知事）　殿

地方公共団体の長

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金事業実績報告書

（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号をもって交付の決定を受けた標記事業の実績を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　交付金事業実績報告額　　　　金　　　　　　　　　千円

２　交付金事業実績報告調書（別紙１）

３　支出済額内訳書（別紙２）

４　その他参考となる関係書類

　特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算（見込）書、事業報告書、支出明細書、職員の業務報告書及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する補助金等確定通知書（写）等

※　収支決算（見込）書、事業報告書は特定地域づくり事業協同組合の毎年度の報告時に都道府県知事に提出するものと同様のものを提出

様式第８号

総務省発　　第　号

（元号）　　年　　月　　日

地方公共団体の長 　殿

総務大臣（都道府県知事）

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金確定通知書

　（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号で交付決定した（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金については、（元号）　　年　　月　　日　　第　号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので通知します。

記

　　　　確定額　　　　　金　　　　　　　千円也

様式第９号

番　　　号

年　月　日

総務大臣　　殿

都道府県知事

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金交付額確定報告書

（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号をもって交付の決定を受けた交付対象事業の実績について、下記のとおり額を確定し、関係市町村に通知したので、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第１３条第２項の規定により報告します。

記

１　額の確定状況（関係全市町村合計）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額  （千円） | 確定額  （千円） |
|  |  |

２　市町村別交付金確定額一覧（別紙）

３　その他参考となる関係書類

市町村ごとの特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算（見込）書、事業報告書、交付金事業実績報告調書（様式第７号別紙１）、支出済額内訳書（様式第７号別紙２）等

※　収支決算（見込）書、事業報告書は特定地域づくり事業協同組合の毎

年度の報告時に都道府県知事に提出するものと同様のものを提出

様式第１０号

番　　　号

年　月　日

官署支出官　総務省大臣官房会計課長

（都道府県官署支出官）あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方公共団体の長

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金精算払い請求書

（元号）　　年　　月　　日総務省発　　第　号により交付決定された特定地域づくり事業推進交付金について、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第１４条第２項（第３項）の規定により、下記のとおり精算払を請求します。

記

請　　求　　額　　　　　金　　　　　　　　　千円也

様式第１１号

番 　　　号 年　月　日

総務大臣　殿

地方公共団体の長

（元号）　　年度特定地域づくり事業推進交付金に係る消費税額の確定に伴う報告書

特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第15条第１項に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

　　　金　　　　　　　　　　千円

２　消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額

（要交付金返還相当額）

金　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

　　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。